

令和4年 4月 21日

各教育・保育給付認定保護者の皆様

認定こども園めぐみ幼稚園めぐみ保育園
園長 山賀杏子

令和3年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和3年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各教育・保育給付認定保護者について、「本園に係る各教育・保育給付認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額※を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、個別にお問い合わせください。

※ 令和元年10月より3歳以上の利用者負担額は、幼児教育・保育の無償化事業により0円となっています。

（参考）「法定代理受領」通知の法的位置付け

- ・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています。
- ・ 吉野川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月22日条例第55号）第14条の規定に基づき、特定教育・保育施設等は法定代理受領した施設型給付費等の額について、教育・保育給付認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和3年度の実績を御報告するものです。なお、実績を報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。

令和3年度の公定価格の額について

認定こども園めぐみ幼稚園めぐみ保育園における令和3年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。これをもとに、施設型給付費の額に係る法定代理受領の通知をお願いいたします。

教区標準時間認定(1号認定)

認定区分		4・5歳児	3歳児
教育標準時間	4月	109,120	125,150
	5月	109,120	125,150
	6月	108,460	124,490
	7月	107,840	123,870
	8月	107,840	123,970
	9月	106,770	122,800
	10月	101,410	117,440
	11月	101,410	117,440
	12月	101,410	117,440
	1月	101,410	117,440
	2月	101,410	117,440
	3月	110,980	127,010

保育標準時間認定(2・3号認定)

認定区分		4・5歳児	3歳児	1・2歳児	0歳児
保育標準時間	4月	51,890	67,410	113,930	
	5月	51,890	67,410	113,930	
	6月	51,890	67,410	113,930	
	7月	51,860	67,380	113,900	
	8月	51,860	67,380	113,900	
	9月	51,860	67,380	113,900	
	10月	51,830	67,350	113,870	
	11月	51,820	67,340	113,860	
	12月	51,820	67,340	113,860	
	1月	51,830	67,350	113,870	
	2月	51,830	67,350	113,870	
	3月	57,080	72,600	119,120	

保育短時間認定(2・3号認定)

認定区分		4・5歳児	3歳児	1・2歳児	0歳児
保育短時間	4月	47,010	62,530	109,050	
	5月	47,010	62,530	109,050	
	6月	47,010	62,530	109,050	
	7月	46,980	62,500	109,020	
	8月	46,980	62,500	109,020	
	9月	46,980	62,500	109,020	
	10月	46,950	62,470	108,990	
	11月	46,940	62,460	108,980	
	12月	46,940	62,460	108,980	
	1月	46,950	62,470	108,990	
	2月	46,950	62,470	108,990	
	3月	52,200	67,720	114,240	

(注)上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額である。